

税の申告は正しくお早めに

町県民税、所得税の申告相談

☎ 税務課 ☎ 32-1103

町では、町県民税および所得税の申告相談を次の日程で行います。

なお、申告会場での皆さまの待ち時間を少しでも減らすため、帳簿や領収書などは必ず事前に集計・整理を行い、収支内訳書や医療費控除明細書などを作成したうえでお願いします。

また、今年度より税務署への申告書の提出を電子で行うため申告者の人には『利用者識別番号』を取得いただきます。例年よりも一人あたりの申告相談の時間が長くなる可能性がありますので時間に余裕をもって申告相談にお越しください。既に利用者識別番号をお持ちの人は番号がわかるものをお持ちください。

◎申告会場

場 所 町中央公民館中ホール(養老町石畑491番地)

※今年も申告相談会場は「養老町中央公民館」のみとします。

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付：16時まで)

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月17日(木)・3月2日(水)	池 辺	2月24日(木)・3月8日(火)
広幡・上多度	2月18日(金)・3月3日(木)	笠 郷	2月25日(金)・3月9日(水)
小畑・多芸	2月21日(月)・3月4日(金)	全 地 区	2月16日(水)・28日(月)・
養老・日吉	2月22日(火)・3月7日(月)		3月1日(火)・10日(木)・11日(金)・ 14日(月)・15日(火)

※初日は大変混み合うことが予想されますので、できるだけ地区ごとの指定日のご来場にご協力ください。

※地区ごとの指定日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

●町の申告会場では下記の①～⑩に該当する申告は受付していません。税務署の確定申告会場(大垣市情報工房5階)で申告してください。

- ①令和4年度(令和3年分)以外の申告 ②青色申告 ③消費税・贈与税の申告
④土地・建物や株式などの譲渡所得の申告(国・県・町に土地・建物を売った場合を除く)
⑤分離課税の申告 ⑥雑損控除の申告 ⑦繰越控除の申告 ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告
⑨準確定申告(亡くなった人の申告) ⑩その他内容が複雑な申告

注意事項

- 8時30分に開場し、受付番号札と受付票を先着順で配布しますので受付票に必要事項を記入してください。(※町中央公民館の管理上、8時30分前の館内への入場はできません。)
- 番号札は先着順で配布しますが、申告に必要な書類が不足している場合(収支内訳書、医療費控除の明細書が未完成)には書類がそろってからのご案内となります。
- 順番の呼び出しのときに、不在の場合は、その番号は無効となり、新たに番号札を取り直していただくこととなります。
- 会場の混雑状況により、入場をお断りし、後日の来場をお願いすることがあります。
- 町中央公民館への問い合わせはご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をお願いします

- せきや発熱、風邪の症状、強いだるさなど、体調に不安がある人は来場をご遠慮ください。
- 会場では、入場の際の検温および手指消毒やマスクなどの着用にご協力ください。
- 37.5度以上の発熱がある人は入場をお断りします。
- 人の密集を避けるため、会場へは申告される人おひとりでお越しください。介助を要するなどの理由で、複数人で来場される場合も必要最小限の人数でお越しください。
- 受付状況により車などでお待ちいただくことがあります。